海陽町いじめ防止等の基本的な方針 (改訂版)

平成 30年 3月

海陽町教育委員会

「いじめ防止等の基本方針」

はじめに

いじめを未然に防ぐには、児童・生徒に適切な指導をするとともに、子どもに関わる大人が、いじめを生み出さないように努めることが重要である。そして、「いじめは人として絶対に許されない」「いじめはどの園児・児童・生徒にも、どの幼稚園、学校にも起こりうる」との意識をもち、教育委員会・幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となっていじめの問題と向き合わねばならない。

「海陽町いじめ防止等のための基本的な方針」は、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものである。

平成29年3月に国が「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に基づき、「海陽町いじめ防止等の基本的な方針(以後「海陽町いじめ防止基本方針」)」を改訂し、いじめの未然防止を迅速かつ協力に進めるものである。

1. 基本方針策定の意義

海陽町いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、海陽町教育委員会(以下「教育委員会」という)、海陽町立幼稚園、小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、本町におけるいじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)で あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

【具体的な熊様】

- :冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- :仲間はずれ、集団による無視をされる
- :軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- :ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- : 金品をたかられる
- : 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- :嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- : パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの幼稚園、学校にも起こりうることであり、根本的ないじめ問題解決のためには、全ての子供を対象にした取組が必要である。近年、いじめの形態が多様化しており、各関係者、関係機関が一体となった継続的な取り組みを推進することが重要である。

このため、教育活動全体を通して、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの

理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度などの素地を養うことが必要である。

また些細な事象であっても、いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育むことが大切である。

加えて、全ての子供が安心安全で、自己有用感や充実感を得られる環境づくりもいじめ未然防止の観点から重要である。

4. いじめ防止等のために町が実施する施策

(1)「海陽町いじめ防止基本方針」の策定

本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本町の実情に応じ、「海陽町いじめ防止基本方針」を定める。

(2)「海陽町いじめ問題等対策連絡協議会」の設置

町は、法第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「海陽町学校運営協議会」において、いじめ問題等における対策連絡協議を行う。

(3)「海陽町いじめ問題等対策審議会」の設置

- ①町は、法第14条第3項の規定に基づき、町教育委員会と連絡協議会の円滑な連携の下に、町いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題等の対策を調査審議するため、必要に応じて「海陽町いじめ問題等対策審議会(以下、「対策審議会」をいう)」を置くことができる。
- ②対策審議会は重大事態に対処し、いじめの防止等の対策等について、専門的な調査研究及び具体的な対策等について検討審議する「いじめ問題等対策検討部会」を必要に応じて置くことができる。

(4) いじめ防止に向けた取り組み

- ①児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の 充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- ③「いのち」を尊重する心を育み、自他の命の大切さ、自己の生き方について考えを深める。
- ④鳴門教育大学等の専門的な知見を活用し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成を図る。
- ⑤携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法やインターネットの危険性について理解 させる児童生徒の情報モラル教育の充実を図る。
- ⑥いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組む。

(5) いじめの早期発見に向けた取組

- ①高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの相談体制の充実を図る。
- ②夜間休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「24時間子どもSOSダイヤル」を学校や家庭に周知する。

(6) いじめの解消に向けた取組

- ①児童生徒による、いじめ等の問題行動で課題がある学校に対して、「県教育委員会」「警察」「子ども女性相談センター」「青少年健全育成センター」「町青少年育成町民会議」等の各機関と連携して、必要な指導、助言等を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組む。
- ②児童生徒による、いじめ等の問題行動で課題がある学校に対して、高度で専門的な知識を有する医師、臨床心理士等と連携して、児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び

対応方法等について指導、助言を行うことにより、問題解決に取り組む。

(7) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

① PTA や地域の関係団体等の学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用するなど、いじめ問題について学校と地域、家庭が連携した対策を推進する。

②現に関係を持つ上記各機関等と定期的に協議を重ね、また、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ問題行動の対応を図り学校を支援する。また、必要に応じて各専門家等と連携して取り組む場合もある。

(8) 学校評価の留意点・教員評価の留意点

①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、 日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した時の迅速か つ適切な情報共有や組織的な対応等について評価するよう各学校における教員評価 への必要な指導・助言を行う。

5. いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な 方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期 発見等に取り組む。

また、学校いじめ防止基本方針については、児童生徒にその内容を十分に説明する。そして、各学校のホームページへ掲載するなど、保護者や住民にも積極的に周知を図る。

(2) 学校いじめ対策組織

学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針や重大事態への対応マニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び内容を明確に定める。

また、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験出来るようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構築を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめは、どの子供にも、どの幼稚園、学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。また、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について町民全体に認識をひろめ、地域、家庭と一体となって取り組むことが大切である。

また、次のいじめ防止等に関する措置について詳細を定め、全職員が共通理解を深め、 防止、早期発見に努め、発覚後の教育的配慮の下での適切な対応ができるよう普段から の体制整備が必要がある。

【いじめ防止に関する措置】

- ①いじめの防止について
- ②いじめの早期発見について
- ③いじめ発覚後の措置について

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校が、地域、家庭と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) より実効性の高い取組を実施するための措置

学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

また、生徒指導上の諸問題に関する校内研修を充実させ、組織的かつ迅速な対応ができるように、全ての教職員の共通理解を図る。

6. 重大事態発生時の対処

(1) 学校の設置者又は学校に依る調査

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これ を町長に報告する。

学校は、教育委員会の指導のもと、必要に応じて、教育委員会の専門機関と適切に連携 し、事実確認の調査を行い迅速に対処する。

調査結果は町長に報告し、必要がある場合は再調査を行うことができる。

(2) 町長による再調査

町長は、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止の必要があると認めるときは、 法第28条第1項の規定による調査を行うことができる。

また、調査を行った場合は、その結果を踏まえ、町教育委員会に対し、必要な措置について意見を述べることができる。

(3) 再調査に基づく措置等

町長は、町教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を町議会に報告する。

また、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処、防止のための必要な措置を講ずる。

7. その他留意事項

(1) いじめ基本方針の見直し、変更

町は、基本方針の策定から3年の経過を目途として、町の状況や法の施行状況、国のいじめ基本方針等の変更等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認められる時は、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) いじめ基本方針の公表

町は、住民、関係者に広く理解・協力が必要なためにいじめ基本方針の公表を行う。

附則

この方針は、「海陽町いじめ基本方針」を平成30年3月26日から改訂する